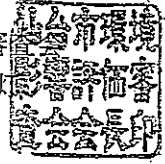




平成 23 年 8 月 11 日

仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台市環境影響評価審  
会長 持田 灼

(仮称) 仙台市荒井南土地地区画整理事業に係る  
環境影響評価方法書について (答申)

平成 23 年 3 月 2 日付 H22 環環都第 1315 号で諮問のありました「(仮称) 仙台市荒井南土地地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について (諮問第 33 号)」に関し、環境の保全及び創造の見地から次のとおり意見を取りまとめましたので、答申いたします。

## 記

## 1 全体事項

- (1) 仙台市東部地域は平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と津波により甚大な被害を受けた。仙台市は、本年 10 月末を目途に「仙台市震災復興計画」を策定し、早期の復旧・復興に向けた取り組みを加速することとしている。  
よって、本事業の事業計画及び調査、予測及び評価の手法については、震災による周辺環境の変化や復旧・復興の状態を踏まえた検討を行い、必要に応じて見直しを行うよう求めるべきである。
- (2) 本事業の事業計画の具体化にあたって、以下のように対応するよう求めるとともに、その検討経過を環境影響評価準備書に可能な限り具体的に記述するよう求めるべきである。
  - ① 緑地の配置や調整池の構造などに工夫し、自然とのふれあいの場の創出に配慮すること。
  - ② 自然エネルギーの利用などによるエコロジー型住宅の形成の促進策と基盤整備による温室効果ガス排出量削減策の具体化を行うこと。
  - ③ 事業計画地内には軟弱地盤層が存在することが想定されることから、今後の調査結果を踏まえ適切な施工方法を選定すること。

## 2 個別事項

## (大気質、騒音及び振動)

- (1) 事業計画地に隣接する七郷測定局では、震災によっても途切れることなく継続して大気質の測定を行っていることから、このデータを十分活用し、大気質の季節による変動や、震災前後の状況変化を把握し、その結果を予測、評価に反映させるよう求めるべきである。
- (2) 調査、予測にあたっては、震災により被災した沿岸部からの粉じんの影響についても考慮するよう求めるべきである。

(3) 大気環境についての現地調査で把握できる環境は、震災復旧関連車両の増加など、東日本大震災の復旧関連事業の影響を受けており、平常時の環境ではない。その点に配慮した上で、予測時点における震災復旧関連車両の増減などを適切に想定し、予測、評価を行うよう求めるべきである。

(4) 事業計画地は航空機騒音の影響を受ける地域であることから、事業計画地内の住宅等への騒音の影響をも考慮し、調査、予測及び評価を行うよう求めるべきである。

(5) 航空機騒音の評価手法が平成 25 年 4 月 1 日から WECPNL (加重等価継続感覚騒音レベル) から  $L_{den}$  (時間帯補正等価騒音レベル) に変更になるため、これに対応した予測、評価を行うよう求めるべきである。

#### (地形及び地質、地盤沈下)

(6) ボーリング調査地点の選定に当たっては、以下の点について配慮するよう求めるべきである。

- ① 「仙台市開発指導要綱」の基準だけによらず、事業地の旧地形と土地利用履歴も考慮に入れて行うこと。
- ② 震災前後の地盤環境変化の比較を行うことができるよう、可能な限り震災前の地盤調査データが存在する地点の近傍を選定すること。

#### (動物、生態系)

(7) 事業計画地近傍にある大沼は天然記念物であるマガンの飛来地として宮城県内でも重要な地点であるため、冬季に重点的に鳥類の調査を行うなどマガンの生息状況を把握し、マガンに対する事業の影響を適切に予測、評価するよう求めるべきである。

### 3 その他

(1) 荒井東土地区画整理事業では環境影響評価を通じて、注目すべき植物が発見されていることから、近接して実施する本事業についても、その可能性を踏まえ、保全措置について早期に検討しておくことが望ましい。